

大阪・光の饗宴 2020開宴式の開催にかかる 企画調整、警備及び運営等業務仕様書

1 業務名称

大阪・光の饗宴 2020開宴式の開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務

2 業務の概要

大阪・光の饗宴実行委員会（構成団体＝大阪府、大阪市、公益財団法人 大阪観光局、経済界。以下「実行委員会」という。）では、「大阪・光の饗宴 2020」の開催初日の令和2年11月3日（火・祝日）に、御堂筋を会場とした開宴式を実施します。

本業務は、この開宴式の開催に係る、企画調整、警備及び運営等を行うものです。

ア 開催日時

令和2年11月3日（火・祝日）16時30分～19時（予定）

交通規制開始・解除時刻：別途協議の上決定する

イ 開催エリア

久太郎町3交差点～新橋交差点（約0.9km）（予定）

ウ 内容

- ・御堂筋開放（16時30分～19時）（予定）

久太郎町3交差点から新橋交差点まで歩行者空間として開放し、来場者が楽しめるような企画・コンテンツを実施（予定）

- ・オープニングイベント（16時30分～17時30分）（予定）

〈タイムスケジュール〉

16時30分～17時15分（30分～45分程度）：パフォーマンス

17時15分～17時30分：主催者挨拶、点灯式等のセレモニー

※なお、開催日時、開催エリア、内容等については、警察等関係者と協議し、変更する場合があります。

3 委託業務内容

- (1) 事業全般に係る企画調整及び運営業務

（総合企画、広報、事業内容に係る調整、運営管理等）

- (2) 自主警備、交通規制に係る業務（会場及び周辺の警備、交通誘導、規制広報等）

- (3) 会場設営及び搬入出に係る業務（資機材、什器類等の搬入出及び設営撤去等）

- (4) その他付帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成等）

4 委託業務内容の詳細

- (1) 事業全般に係る企画調整及び運営業務について

1 企画の総合調整・運営及び管理

- (1) 企画原案等の作成

ア 企画原案

実行委員会として実施するプログラム及び委託事業者が提案するプログラムを含めた企画原案を作成すること。

なお、企画案の作成にあたり実行委員会から提案を行う場合がある。この場合、実行委員会の提案について、十分に協議のうえ反映できるようにすること。

イ 開催概要

各プログラムの概要及び実施場所、タイムスケジュール等の情報を掲載した開催概要を作成すること。

(2) 出展(出演)者のキャスティング、募集、決定及び連絡調整

ア 出展(出演)者のキャスティング、募集事務及び調整事務を行うこと。

イ 出展申込者の受付、確認、取りまとめを行うこと。

ウ 出展決定者への連絡・調整を行うこと。

エ 実行委員会からの指示内容について出展決定者に遵守させること。

オ 保健所や消防など関係機関からの指示内容について出展決定者に遵守させること。

カ 出展の場所、内容については、別途、発注者と協議すること。

2 実行委員会との連絡調整

実行委員会と緊密に連絡をとり、情報を共有しながら業務を推進すること。

3 運営に必要な制作物の作成等

出展者証、搬入出車両の証明等、事業運営に必要な制作物の作成等を行うこと。

(注) 出展者証等については、所要数量や配付先調査等の調整等業務を含むものとする。

4 広報に関する業務等

(1) デザイン作成及び印刷、配送業務

交通規制チラシ等の作成、デザイン及び製作を行うこと。デザインについては、実行委員会が提示するメインパスを用いて作成するものとする。

また、広報に当たって必要な写真、画像等の手配も行うこと。

なお、製作に当たっては、出展者等に対する資料提供依頼、調整・編集業務も含むものとする。

・交通規制チラシ：97,000部（A4サイズ両面カラー）

※一部片面カラーあり

配布先予定数：180箇所＋新聞折込【朝日、毎日、産経、読売、日経】
＋1箇所（配送センター）

※9月頃には作成、配布すること。

※配送先は変動する可能性がある。

(2) Webサイト等の管理運営

ア ホームページの作成及びWebサイトの管理運営等に係る各種告知等の業

務を行うこと。

(イベント確定情報【開催日時・エリア等】を対外的に示す露出は、9月頃からと想定。)なお、イベントのWebサイトの管理運営業務については、サーバーレンタル料を含むものとする。

イ SNSや効果的な広報媒体を活用し、国内及び海外に情報発信すること。
また、来場者に対しSNSでの情報発信を促し、拡散する仕掛けも構築すること。

※大阪・光の饗宴実行委員会の指示により、大阪・光の饗宴公式ホームページと連携すること

(3) メディア対応業務

ア 実行委員会と調整のうえ、取材要領の作成及びイベント当日のプレス対応を行うこと。

イ 公式写真・映像を撮影し、イベント当日だけでなく終了後も速やかにメディア等に取り上げられるよう計画・調整するとともに、実行委員会に画像データを提出すること。

5 関係機関等（運営施設含む）との連絡調整

警察署、消防署、近隣住民・企業等、関係機関等との連絡調整は、実行委員会の指示のもと、状況に応じて受注者が関係機関等との連絡調整を行うこと。

また、駐車場、イベント当日に使用する会議室、控室等の確保等、運営・設営等に係る詳細についても実行委員会の指示のもと施設管理者等と調整にあたること。

6 説明会の開催等

出展者説明会の開催及び開催に伴う出展者等への案内・調整を行うこと。

7 関係機関連絡会議への同席

関係機関との連絡会議や主要な会議には、実行委員会と調整、連携して出席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。

8 各種許可申請に係る業務

道路使用許可、道路占用許可申請資料の作成及び催物開催届等、イベント実施に必要な資料を作成すること。

9 実施マニュアル等必要資料の作成

- (1) 出展者説明会に要する資料
- (2) プログラム等の進行に要する資料
- (3) 製作、設営物に要する資料
- (4) イベント当日の会場記録写真資料
- (5) 搬入出、設営撤去マニュアル
- (6) その他、実行委員会が必要と認める資料

10 媒体掲載情報の報告

イベント実施後は、著作権に留意して新聞記事や各紙（誌）に掲載された記事

(イベント実施日前後は、Web情報含む)、テレビ等での放送動画について、それぞれ取りまとめるとともに(掲載社【者】・掲載日・発行部数等)、SNSでの情報発信の状況について収集し、別途、報告書(ファイル)を作成し、実行委員会へ提出すること。テレビ等での放送動画については、電子データ(DVD-Rに保存)で提出すること。

なお、成果物の所有権及び著作権は、納品をもって大阪・光の饗宴実行委員会に帰属するものとする。

11 実行委員会運営資材搬入搬出作業

イベント当日に実行委員会が使用する資機材について、実行委員会の指示に基づき搬入出作業を行うこと。

(2) 自主警備、交通規制に係る業務について

1 警備計画の立案及び警備計画書の作成

(1) プログラムの運営と緊密に連携した内容であること。

ア 指揮命令系統により警備隊の運用が適正になされ無線・携帯電話等で、連絡体制が確実に確保されていること。

イ ドローン対策、ドローンを飛ばそうとしている者を発見した場合、また、ドローンの飛行を現認した場合の対応策を検討していること。

(2) 交通規制に伴う交通の迂回誘導及びイベント会場(地下道含む)の雑踏整理に必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定すること。特に雑踏が発生するエリアに関しては、別途、警備計画を作成するなど、実行委員会との調整等に留意すること。

2 関係機関協議等への同席

関係機関との連絡調整及び協議は原則として実行委員会が行うが、必要に応じ協議の場に同席し発言すること。

3 警備の実施

イベント当日の不法駐車・駐輪対策に加え、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、人が滞留することがないように、路上アナウンス等の措置を講ずること。

4 警備員に対する事前研修の実施

警備従事員に対する事前教養の徹底及び現場配置時の具体的な任務付与がなされていること。

5 警備及び交通規制に要する所要の資材の配置計画策定、調達、配置及び撤去

自主警備計画について、現場の状況に応じた合理的かつ効率的な警備体制であること、配置員の運用は無理なく適正であること。

6 交通規制告知看板等の意匠考案、作成及び設置、維持、撤去

(1) 交通規制にかかる現場広報及び誘導について、運転手、歩行者等に分かりやすさを心がけた合理的かつ効果的な提案がされていること。

(2) 交通規制資材の配置計画につき、その効果や安全性が十分検討されていること。

(3)規定時間内に交通規制を実施・解除するための方策について十分検討されていること。

7 交通規制チラシの作成について

(1)交通規制チラシの配布数量は 97,000 枚（A4サイズ両面カラー、一部片面カラー）とする。

（ただし、枚数変更等に対して対応可能であること。）

(2)交通規制チラシの新聞折込については、効果的な時期を検討のうえ実施すること。※規制日の約2週間前に実施予定。

(3) 会場設営及び搬入出に係る業務について

1 搬入出・設営計画の策定及び実施

(1)設営撤去を安全にかつ時間内に完了させるための方策につき十分検討しており、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制についても検討されていること。

(2)事業開始・終了・搬入搬出時における来場者の安全な誘導方法について十分考察されていること。

(3)雨天時の対策が考察されていること。

(4)ゴミ収集計画が考察されていること。

2 関係機関協議等への同席

関係機関との連絡調整及び協議は原則として実行委員会が行うが、必要に応じ協議の場に同席すること。

3 運営本部設営、撤去

(1)会場付近において運営本部を設営及び撤去すること。設営場所については、別途、実行委員会と調整すること。

(2)運営本部にスタッフを3名程度配置すること。（電話対応、来場者案内等）

4 臨時電話設置、撤去

(1)会場内において当日使用する臨時固定電話を設置及び撤去すること。回線数については、別途、実行委員会と調整すること。

(2)IP無線を調達すること。（実行委員会用に15台以上確保すること）

5 会場内一斉放送設備の設置、撤去

会場内一斉放送設備の設置・撤去及び当該計画を作成すること。

6 ステージの設営・撤去、運営等

ステージ等の設営及び運営を行うこと。

なお、ステージについては、安全性・強度・耐震性を備えた部材を使用したステージを設置することとし、運営に必要な資材（運営スタッフ含む）等についても準備すること。（昨年度のステージ高さ1.2m）

7 イベントの記録写真撮影等

デジタルカメラで記録写真（イベント実施中の様子、入退場の管理、交通規制解除前・解除時の状況、警備員の配置時、搬入出時の状況・交通規制後のイベント会場周辺の状況、資機材の配置及び撤去等含む）を撮影すること。撮影した写真は、紙媒体（カラー刷り。縮小版印刷も可。）と電子データ（CD-R又はDVD-Rに保存のこと）で実行委員会へ提出すること。

8 来場者アンケート業務等

- (1) 来場者及び出展者を対象としたアンケート調査票の作成・実施・集計・実施報告書への記載を行い、サンプル数は300以上とすること。また、アンケートの謝礼として粗品を用意すること。
- (2) 来場者数をカウントするよう計画すること。カウント方法は、事前に実行委員会と調整すること。

9 救護室運営業務

実行委員会が指定する1箇所の救護室において、看護師1名が常駐し、急病人、負傷等の救護にあたること。救護にあたった場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を提出すること。

救護室には、以下の備品を備えること。

- (1) AED、救急箱、クーラーBOX、おしぼり
- (2) その他、看護師の指示より救護対応に必要と認められる備品

10 来賓対応

- (1) ステージ周辺に来賓控室及び駐車場を確保すること。なお、必要数は実行委員会との協議により決定する。

※参考 前年度実績

控室：小部屋6室、大部屋2室

駐車場：4台

- (2) ステージ周辺に来賓観覧エリアを確保すること。

11 会場内清掃

- (1) 事業終了後に実施する会場内清掃計画の作成及び実施。
- (2) 清掃計画については、交通規制解除時間に留意して作成すること。
（前回のイベントは、交通規制解除後に清掃を実施）

12 保険の加入

次の4種類の保険に加入すること。

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 行事参加者傷害保険
- (3) 傷害総合保険
- (4) 施設入場者傷害保険

- (4) その他付帯業務

各種申請に必要な図面資料等の作成等

5 契約期間

契約締結日から令和3年1月29日（金曜日）

6 成果物の提出

事業終了後、令和3年1月29日（金曜日）までに、実行委員会あて以下の成果物等を提出すること。

- (1) 業務に関して作成した全ての成果物(マニュアル等) ※CD-Rに格納のこと
- (2) 実施報告書 A4 サイズ 7部及びCD-Rに格納のこと

7 その他

(1) 守秘義務等について

ア 受注者は、本件委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

イ 本件委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

ア 本件委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

イ 受注者は本件委託業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、実行委員会に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

ウ 本件委託業務実施にあたり収集した個人情報や法人情報は実行委員会に帰属するものとし、実行委員会の指示に従い提供を行うこと。

(3) 著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4) その他留意事項について

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が【大阪・光の饗宴2020開宴式の開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務企画提案募集要項】の「5応募資格（7）ア～エ」に該当すると認められた時は、契約を解除することがある。

イ その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度実行委員会と協議を行い、指示に従うこと。

